

IV 用語の解説

1 集計項目について

(1) 事業所数（令和3年6月1日現在の数値）

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

なお、品目別統計表（統計表第12表）では、個々の商品別に事業所数を積み上げた延べ数であるため、集計項目は「延事業所数」としています。また、その合計は事業所数の合計とは一致しません。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械および家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とします。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とします。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所を含みます。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）または家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Rサービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類します。

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

（４）法人・個人別

① 法人

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人、外国の会社等の法人組織の事業所をいいます。

② 個人

個人経営の事業所をいいます。

なお、法人でない団体を含みます。

（５）単独・本支店別

① 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所をいいます。

② 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とします。

③ 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。

また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とします。

（６）セルフサービス方式（法人組織の小売業のみ）

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について、次の3つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。

② 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。

③ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがあります。

(7) 従業者および就業者数（令和3年6月1日現在の数値）

令和3年6月1日現在で、当該事業所に従事している従業者、就業者をいいます。

従業者数とは次の①から④の合計をいい、就業者数とは従業者数に⑦および⑨を合わせ⑧を除いたものをいいます。

従業者数 = ① 個人業主 + ② 無給家族従業者 + ③ 有給役員 + ④ 常用雇用者
(⑤ 無期雇用者 + ⑥ 有期雇用者 (1か月以上))

就業者数 = 従業者数 + ⑦ 臨時雇用者 (有期雇用者 (1か月未満、日々雇用))
- ⑧ 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者 (送出者)
+ ⑨ 他からの出向・派遣従業者 (出向・派遣受入者)

① 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいいます。

② 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいいます。

③ 有給役員

法人、団体の役員 (常勤、非常勤を問いません) で給与を受けている人をいいます。

なお、重役や理事であっても事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含みます。

④ 常用雇用者

無期雇用者および有期雇用者 (1か月以上) に分けられます。

⑤ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人 (定年まで雇用される場合を含む。) をいいます。

⑥ 有期雇用者 (1か月以上)

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

⑦ 臨時雇用者 (有期雇用者 (1か月未満、日々雇用))

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいいます。

⑧ 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者 (送出者)

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和60年法律第88号) (以下「労働者派遣法」という。) でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

⑨ 他からの出向・派遣従業者 (出向・派遣受入者)

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

(8) 年間商品販売額（法人組織の事業所のみ、令和2年1年間の数値）

令和2年1月から令和2年12月までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいいます。

したがって、土地・建物などの不動産および株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めません。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出しました。

(9) 商品販売形態（法人組織の小売業のみ）

販売形態区分は次のとおりです。

- ① 店頭販売
店頭で商品を販売した場合をいいます。
なお、ご用聞きおよび自動車等の移動販売も含まれます。
- ② 訪問販売
訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。
仮設会場での展示販売も含まれます。
- ③ 通信・カタログ販売
カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。
- ④ インターネット販売
インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。
- ⑤ 自動販売機による販売
卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。
- ⑥ その他
生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売および上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

(10) 売場面積（法人組織の小売業のみ、令和3年6月1日現在の数値）

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいいます。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていません。

2 計算項目について

(1) 販売効率（法人組織の事業所のみ）

- ① 「1事業所当たり年間商品販売額」
年間商品販売額がある事業所について、年間商品販売額を事業所数で除して算出しています。
- ② 「従業者1人当たり年間商品販売額」
年間商品販売額があり、かつ従業者がいる事業所について、年間商品販売額を従業者数で除して算出しています。
したがって、従業者がいない事業所（臨時雇用者や出向・派遣受入者のみの事業所）を除いて算出しているため、単純に統計表中の年間商品販売額を従業者で除した数値と一致しない場合があります。
- ③ 「就業者1人当たり年間商品販売額」
年間商品販売額がある事業所について、年間商品販売額を就業者数で除して算出しています。
- ④ 「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」
年間商品販売額および売場面積がある事業所について、年間商品販売額を売場面積で除して算出しています。

3 事業所の産業の決定方法

集計に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に準拠しています。

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付）方法は、次のとおりです。

（1）一般的な方法

① 取扱商品が単品の場合

3年活動調査の卸売業および小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定します。

② 取扱商品が複数の場合

ア 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定します。

イ 商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付します。

（2）特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」、「非鉄金属地金卸売業」および「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」および「無店舗小売業」については、以下の方法で格付します。

※個人経営については、調査票の「この事業所の主な事業の内容」を格付の参考としています。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表1の財別（生産財、資本財および消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財および消費財）の3財にわたる商品を卸売し、商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の50%未満で、従業者が100人未満の事業所

表1 財別と商品分類

財別	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業

資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
559	他に分類されない卸売業	

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財および消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付とします。

ウ 「5351 非鉄金属地金卸売業」

「5599 他に分類されないその他の卸売業」に格付された事業所のうち、商品分類番号「55992 特殊景品」の販売額が最も大きく、「この事業所の主な事業の内容」の取扱商品または営業品目に非鉄金属の記載があった場合に「非鉄金属地金卸売業」に格付します。

エ 「5598 代理商，仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商，仲立業」に格付します。

② 小売業

ア 「5611 百貨店，総合スーパー」

表2の「衣」、「食」および「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」および「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表2の「衣」、「食」および「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」および「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所

表2 「衣」、「食」および「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、表3の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所

表3 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所
オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・ セルフサービス方式を採用し、一般用医薬品を小売している事業所
- ・ セルフサービス方式を採用し、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、金物、荒物、苗
- ・ 種子のいずれかを小売している事業所
- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所

ク 「61 無店舗小売業」

「小売販売額の商品販売形態別割合」の店頭販売の割合が0%および売場面積が0㎡の事業所

**令和3年経済センサス-活動調査
結果報告書
卸売業・小売業に関する集計**

発行 令和5年(2023年)5月31日
滋賀県総合企画部統計課
〒520-8577大津市京町四丁目1-1
TEL:077-528-3398
E-mail:cv0008@pref.shiga.lg.jp